

山口市経営改善支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内中小企業者が、経営改善計画の策定又は経営改善の実施にあたり、必要となる経費を補助することにより、中小企業の経営改善を図り、もって本市の地域経済を活性化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 山口市内に主たる事業所をもつ中小企業者で、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ その他市長が適当と認めるもの

(2) 経営改善計画 資金繰りの安定や本源的な収益力の改善を目的とした早期経営改善計画及び金融支援を更改するための経営改善計画であって、国が定める認定経営革新等支援機関の支援を通じて作成するもの

(3) 認定経営革新等支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項の規定により認定されたもの

(4) 専門家派遣事業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 公益財団法人やまぐち産業振興財団の専門家派遣事業

イ 山口商工会議所、山口県央商工会又は徳地商工会のエキスパートバンク事業

ウ 経営改善計画のモニタリングに係る認定経営革新等支援機関の経営指導

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 経営改善計画の策定

(2) 経営改善計画の策定及びモニタリングのために利用する専門家派遣事業

(3) 売上高が2期連続して前期比5%以上減少している事業者が、経営改善のために利用する専門家派遣事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 補助対象者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業が終了した

後、速やかに山口市経営改善支援補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査を行い、
適当と認める場合は山口市経営改善支援補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により、申
請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 8 条 申請者は、前条に規定する補助金交付決定通知書を受理した後、30 日以内に本市の指定
する請求書を市長へ提出するものとする。

（補助金の返還）

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部または一
部を返還させることができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反があったとき。
- (3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合の他、返還する必要があると認めたとき。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

区分	補助対象経費
第 3 条第 1 項第 1 号	計画の策定に要する自己負担費用 （消費税及び地方消費税を除く）
第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号	専門家の謝金及び旅費 （消費税及び地方消費税を除く）

別表 2 （第 5 条関係）

区分	補助率	補助限度額
第 3 条第 1 項第 1 号	補助対象経費の 2 分の 1	1 0 万円
第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号	補助対象経費の 2 分の 1	2 0 万円